

| | | | |
|-----|-------|-----------------|---------|
| 不競法 | 判決年月日 | 平成31年2月14日 | 知財高裁第2部 |
| | 事件番号 | 平成30年(ネ)第10058号 | |

○ 控訴人Y1の販売する各種の婦人服の一部が、被控訴人の商品の婦人服の形態を模倣したものであるとして、不正競争防止法2条1項3号、4条、5条1項に基づく損害賠償請求が認められた事案。

(事件類型) 損害賠償請求事件 (結論) 控訴棄却
(関連条文) 不正競争防止法2条1項3号、4条、5条1項

判決要旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人Y1において、被控訴人の商品である婦人服の形態を模倣して8種類の婦人服を販売したことが不正競争防止法（以下「法」という。）2条1項3号の不正競争行為に当たり、控訴人Y1の代表者である控訴人Y2は悪意・重過失により控訴人Y1の代表取締役としての任務を懈怠して控訴人Y1の上記行為を招いたと主張して、控訴人Y1に対しては法4条、5条1項に基づき、控訴人Y2に対しては会社法429条1項に基づき、損害金の連帯支払を求めた事案である。

2 原判決（東京地方裁判所平成27年(ワ)第36405号・平成30年4月26日判決）は、①控訴人Y1の販売した本件の8種類の商品のうち、7種類の商品については、被控訴人の商品の形態と実質的に同一であり、また、被控訴人の商品に依拠して制作されたものと認められる（上記7種類の商品を以下「本件控訴人商品」という。）が、他の1種類の商品については、被控訴人の商品の形態と実質的に同一であるとは認められない、②控訴人Y1は、法19条1項5号の善意無重過失の転得者に当たらない、③控訴人Y1が本件控訴人商品を販売したことによって被控訴人が受けた損害の額を法5条1項によって算定するに当たって、同項ただし書による推定の覆滅の割合は5割であるなどと判示して、被控訴人の請求の一部を認容した。

原判決に対し、控訴人らは、敗訴部分について控訴を提起した。

3 本判決は、原判決と同旨の判断をして、控訴を棄却した。